

# 北九州市定住促進支援事業のご案内



平成27年度7月版 募集要項

## 目 次

|    |              |   |
|----|--------------|---|
| 1  | 制度の概要        | 2 |
| 2  | 申込者の条件       | 2 |
| 3  | 住宅の条件        | 2 |
| 4  | 補助内容         | 4 |
| 5  | 認定申請手続       | 4 |
| 6  | ポイント交付申請手続   | 5 |
| 7  | ポイント交付変更申請手続 | 5 |
| 8  | ポイントの利用      | 6 |
| 9  | 協定の締結        | 6 |
| 10 | 補助金の交付申請     | 7 |
| 11 | 補助金の実績報告     | 7 |
| 12 | 補助金の請求       | 7 |
| 13 | 手続の流れ        | 8 |
| 14 | Q&A集         | 9 |

# 1 制度の概要

北九州市では、市内に転入し住宅を購入・建設しようとする方を応援するため、北九州市定住促進支援事業を実施しています。

この制度は、市内の良質な住宅を購入する方が一定の条件を満たす場合に、市と民間住宅事業者が協働して住宅の購入・建設にかかる費用の一部を助成するものです。

# 2 申込者の条件

次の条件をすべて満たす方が認定申請の対象者となります。

(1) お申込み時において、市外に1年以上継続して居住している方、又は北九州市内に転入して2年以内であり、かつ転入前に1年以上市外に居住していた方。

(2) 北九州市の市外転入促進ポータルサイト「Ulmy 北九州倶楽部」に「定住促進支援事業対象物件」として登録された住宅を購入、又は登録された土地に住宅を建設する方。

Ulmy 北九州倶楽部ホームページアドレス <http://www.ui-my.com/>

※登録された土地に住宅を建設する場合、「Ulmy 北九州倶楽部」に登録された会員事業者（住宅事業者）により住宅を建設する方に限ります。

(3) 自らが居住するための住宅を購入又は新築しようとする方。

※建物の工事請負契約又は売買契約の契約者及び所有者になる方。

## 重要

- 1 認定申請は住宅購入・建設契約の締結前にしかできません。
- 2 お申込みから2年以内に対象となる住宅に移転できない場合は、本制度を利用できません。
- 3 暴力団関係者は利用できません。

# 3 住宅の条件

次の条件をすべて満たすものが対象となります。

(1) 北九州市の市外転入促進ポータルサイト「Ulmy 北九州倶楽部」に「北九州市定住促進支援事業対象物件」として登録された住宅、又は登録された土地に「Ulmy 北九州倶楽部」の会員事業者（住宅事業者）が建設する住宅。

(2) マンションは、住戸専用面積が55㎡以上であること。

(3) 戸建て住宅は、敷地面積が200㎡以上であること。

(別に定めるまちなか(10P参照)の住宅は165㎡以上)

(4) 新築住宅は次のいずれかに該当するもの。

① 住宅性能表示制度による住宅性能評価書（設計及び建設）の交付を受けるもの。

(※次の評価項目の等級のいずれか一つを満たすもの、又は2項目以上が1等級下位の等級を満たすもの)

| 評価項目             | 等級  |
|------------------|-----|
| 高齢者等配慮対策等級       | 3以上 |
| 断熱等性能等級          | 4   |
| 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） | 2以上 |

② 住宅金融支援機構が定める【フラット35】Sの技術基準に適合し、「適合証明書」の交付を受けるもの。

③ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価結果が B+（よい）以上のもの。

(※建築物総合環境性能評価システムによる評価を CASBEE 評価員が行い、北九州市に提出を行った住宅に限る)

CASBEE ホームページアドレス <http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>

(5) 中古住宅は次の全てに該当するもの。

- ① 住宅金融支援機構が定める「フラット35」の技術基準に適合しているもの。
- ② バリアフリーリフォームの施工又は住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に規定された既存住宅売買瑕疵担保責任保険の加入により住宅に付加価値を加えたもの。
- ③ 北九州市と「北九州市定住促進事業に係る協定」を締結した住宅事業者が所有する物件であること。

※ ②のバリアフリーリフォームは次のとおり。

- ・ 通路又は出入口の幅を拡張する工事
- ・ 階段の設置又は改良によりその勾配を緩和する工事
- ・ 浴室の床面積を増加させる工事
- ・ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
- ・ 便所の床面積を増加させる工事
- ・ 便器を座便式のものに取り替える工事
- ・ 座便式の便器の座高を高くする工事
- ・ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- ・ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
- ・ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
- ・ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
- ・ 戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ・ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

## 重要

### 1 すまい給付金との併用について

すまい給付金を受ける方は、定住促進支援事業は利用できません。

### 2 省エネ住宅ポイントとの併用について

省エネ住宅ポイントの交付を受ける方は、「3 住宅の条件」のうち、以下に掲げる省エネに関する項目では定住促進支援事業を利用できません。

- ・ (4) ①の「断熱等性能等級」
- ・ (4) ②【フラット35】Sを省エネルギー性の技術基準で適合を受ける場合
- ・ (4) ③建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価

※「3 住宅の条件」のうち、上記の項目以外(耐震等級 2以上など)で条件を満たす場合は併用できます。

### 3 住宅街区スマート化促進事業との併用について

城野地区における住宅街区のスマート化促進事業の補助金を受ける方は、定住促進支援事業は利用できません。

※認定申請書を提出する際、「確認書」を添付してください。

「確認書」はUlmy北九州倶楽部ホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.ui-my.com>

## 4 補助内容

### (1) 市

補助対象世帯に対し、市外から転入する（した）世帯員 1 人当たり 15 万ポイント  
最大 50 万ポイントを交付する。（1 ポイント 1 円）

### (2) 住宅事業者

住宅を建設・購入する事業者から市が交付するポイントと同程度の優遇措置を行う。

### (3) ポイントは住宅の建設・購入代金の支払に利用できる。

#### 重要

#### ポイント付与の対象になる世帯員

（次の条件をすべて満たす方が対象となります。）

- 1 認定の申請時に、世帯主（申請者）と同一世帯の方。
- 2 市外に 1 年以上継続して居住している方、又は北九州市内に転入して 2 年以内であり、かつ転入前に 1 年以上市外に居住していた方。ただし、認定申請時に市外で出生した 1 歳未満の方は対象となります。
- 3 新居入居時に世帯主（申請者）と同一世帯となる方。

## 5 認定申請手続

下記の募集期間中に、北九州市住宅供給公社事業課の窓口に必要な書類を提出してください。

### (1) 募集期間

|        |         |              |   |              |
|--------|---------|--------------|---|--------------|
| 第 1 回  | 平成 27 年 | 4 月 13 日（月）  | ～ | 4 月 24 日（金）  |
| 第 2 回  | 平成 27 年 | 5 月 18 日（月）  | ～ | 5 月 29 日（金）  |
| 第 3 回  | 平成 27 年 | 6 月 15 日（月）  | ～ | 6 月 26 日（金）  |
| 第 4 回  | 平成 27 年 | 7 月 21 日（火）  | ～ | 7 月 31 日（金）  |
| 第 5 回  | 平成 27 年 | 8 月 17 日（月）  | ～ | 8 月 28 日（金）  |
| 第 6 回  | 平成 27 年 | 9 月 14 日（月）  | ～ | 9 月 25 日（金）  |
| 第 7 回  | 平成 27 年 | 10 月 19 日（月） | ～ | 10 月 30 日（金） |
| 第 8 回  | 平成 27 年 | 11 月 16 日（月） | ～ | 11 月 27 日（金） |
| 第 9 回  | 平成 27 年 | 12 月 14 日（月） | ～ | 12 月 25 日（金） |
| 第 10 回 | 平成 28 年 | 1 月 18 日（月）  | ～ | 1 月 29 日（金）  |
| 第 11 回 | 平成 28 年 | 2 月 15 日（月）  | ～ | 2 月 26 日（金）  |
| 第 12 回 | 平成 28 年 | 3 月 14 日（月）  | ～ | 3 月 25 日（金）  |

### (2) 募集戸数

年間 100 戸

4 月～8 月が 10 戸、9 月～12 月が 8 戸 1 月～3 月が 6 戸。

募集戸数を上回る応募があった場合は、公開抽選を行います。

なお、募集戸数に達しなかった場合は随時受付を行います。詳しくはお問い合わせください。

### (3) 必要書類

#### ① ポイント交付対象者認定申請書（第 1 号様式）

※訂正する場合は申請者の訂正印が必要です。

#### ② 世帯全員の住民票（原本で本籍の記載のないもの）

（北九州市内に転入して 2 年以内の方は、併せて前住所地の世帯全員の住民票の除票も提出してください。）

#### ③ 住宅の見積書等の書面

#### ④ 土地の売買契約書

#### ⑤ 意向調査票

#### ⑥ 確認書

#### (4) 提出方法

下記まで郵送又はご持参ください。なお、郵送の場合は募集期間最終日までに必着でお願いします。(受付時間は土日祝を除く 9:00~12:00 と 13:00~16:00)

北九州市住宅供給公社 事業課 (U I m y 北九州倶楽部事務局)  
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

#### 重 要

- 1 申請した住宅の建設場所(購入場所)が変更になった場合は、認定取消となります。
- 2 各募集期間において、募集戸数に達しなかった場合は、残募集戸数を翌月の募集に繰り越します。
- 3 募集戸数を上回る応募があった場合は、公開抽選を行います。公開抽選の有無や日時・場所、応募状況等は、U I m y 北九州倶楽部のホームページ等でお知らせします。 <http://www.ui-my.com/>
- 4 住宅の建設・購入を取りやめた場合は、認定取下げ申請書を提出していただきます。
- 5 住宅に転居してから2年以内に、住宅の売却、譲渡及び貸付等を行った場合は、ポイント相当分の金額を返還していただく場合があります。

## 6 ポイント交付申請手続

認定を受けた方は、住宅建設・購入契約締結後速やかに、ポイントの交付申請手続を行っていただきます。

#### (1) 必要書類

- ① ポイント交付申請書(第3号様式) ※訂正する場合は訂正印が必要です。
- ② 世帯全員の住民票(原本で本籍の記載のないもの)  
ただし、認定申請時から変更がない場合はコピーでも可
- ③ 住宅の譲渡契約書又は建設工事請負契約書の写し
- ④ 土地の売買契約書(認定申請時に提出していない方)

#### (2) 提出方法

北九州市住宅供給公社事業課 (U I m y 北九州倶楽部事務局) まで郵送又はご持参ください。(受付時間は土日祝を除く 9:00~12:00 と 13:00~16:00)

#### 重 要

ポイント認定申請の受付から4ヶ月を経過してもポイント交付申請書の提出がない場合は、ポイント認定申請の取り下げをしたものとみなされますのでご注意ください。

## 7 ポイント交付変更申請手続

ポイント交付を受けた後、ポイント付与の対象となる世帯員の数が減少した場合は、速やかに変更申請手続を行っていただきます。

### (1) 必要書類

#### ① ポイント交付変更申請書（第5号様式）

※訂正する場合は申請者の訂正印が必要です。

### (2) 提出方法

下記まで郵送又はご持参下さい。

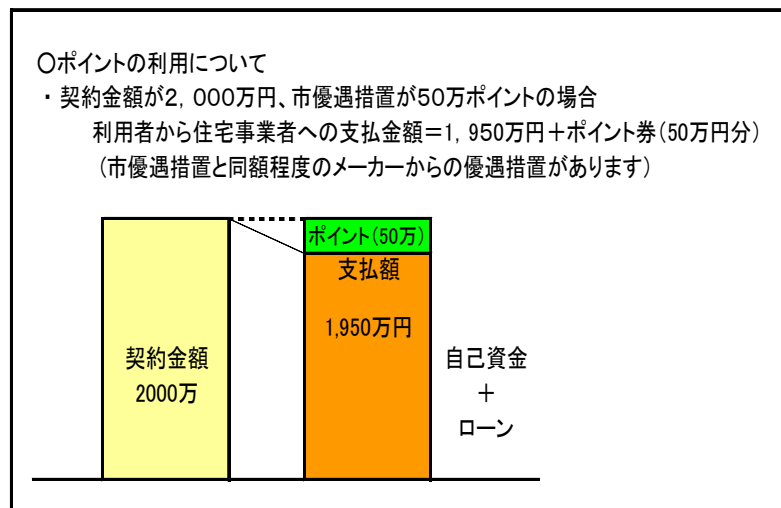
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅計画課

TEL 093-582-2592 FAX 093-582-2503

## 8 ポイントの利用

交付を受けたポイントは、今回建設・購入した住宅の代金の支払の際に利用していただきます。代金の支払の際に、市から交付されたポイント交付決定書を住宅事業者へお渡しください。



↑ ↑ 以上が事業利用者（住宅購入者）の行う手続きです。 ↑ ↑

↓ ↓ ここからは住宅事業者が行う手続きになります。 ↓ ↓

※ 住宅事業者が利用者から受け取ったポイントは、住宅の引渡し後、市への補助金の申請・請求により、ポイント分の補助金が交付されます。

## 9 協定の締結

本事業に賛同し、本事業を実施するためには、下記の項目について市と協定を締結していただきます。

- (1) 優遇措置の実施及び優遇措置の内容について
- (2) 住宅の工事及び購入代金のポイントでの支払について
- (3) 補助金の交付申請、請求（ポイントの換金）について
- (4) 「Ulmy 北九州倶楽部」の会員登録について

## 10 補助金の交付申請

住宅の建設・購入の代金の支払を受けた後に、補助金の交付申請の手続きを行っていただきます。

- (1) 必要書類
  - ① 補助金の交付申請書（第7号様式）
  - ② ポイント利用報告書（第8号様式）

※第7号様式、第8号様式ともに、訂正する場合は住宅事業者の訂正印が必要です。

  - ③ 住宅の譲渡契約書又は建設工事請負契約書の写し
  - ④ 住宅の配置図（敷地面積と建物の配置がわかるもの）及び各階平面図
  - ⑤ 住宅の竣工写真（建物全体がわかるもの）
- (2) 提出方法  
北九州市建築都市局住宅計画課まで郵送又はご持参ください。

## 11 補助金の実績報告

新居への転居（住民票の異動）後に、補助金の実績報告の手続きを行っていただきます。

- (1) 必要書類
  - ① 実績報告書（第10号様式）
  - ② 優遇措置実行報告書（第11号様式）

※第10号様式、第11号様式ともに、訂正する場合は住宅事業者の訂正印が必要です。

  - ③ 当該ポイント利用者の世帯全員の住民票  
（新居へ移転後のもので本籍の記載のないもの。コピー不可。）
  - ④ 住宅の条件を証明するもの（新築住宅）
    - ・住宅性能表示制度による住宅性能評価書（設計及び建設）のコピー
    - ・【フラット35】Sの適合証明書のコピー
    - ・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の評価シート  
（北九州市への届出済のもの）
  - ⑤ 住宅の条件を証明するもの（中古住宅）
    - ・住宅金融支援機構が定める「フラット35」の技術基準に適合しているもの
    - ・バリアフリーリフォーム工事証明書及び写真（施工前、施工後）
    - ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険証書（写し）
- (2) 提出方法  
北九州市建築都市局住宅計画課まで郵送又はご持参ください。

## 12 補助金の請求

補助金交付決定通知書を受け取った年度の末日までに、補助金の請求手続きを行っていただきます。





## 14 Q&A集

Q1 認定申請はいつの時期にすればいいですか？

A1 住宅（建物）の契約前に申請してください。

Q2 ポイント交付申請はいつの時期にすればいいですか？

A2 契約が終わったら直ちに申請してください。

Q3 ポイントの確定時期いつですか？

A3 ポイント交付決定は、あくまで暫定ポイントとなります。ポイントの確定は住宅の引渡し後の住民票により確定します。ポイントの交付決定以降にポイントの交付の対象となる世帯員が減少した場合は、ポイント交付変更申請を行ってください。

Q4 認定申請後に生まれた子はポイント交付の対象になりますか？

A4 対象になりません。認定の申請時に、世帯主（申請者）と同一世帯で、市外に1年以上継続して居住している方が対象です。4ページ**重 要**を参照してください。

Q5 ポイントの有効期限はいつまでですか？

A5 認定の日から2年以内です。ポイントの利用日は、住民票の異動日で確認しますので、転居後は速やかに住民票の異動を行ってください。

Q6 「定住促進支援事業対象物件」でない物件を購入する場合は対象となりますか？

A6 対象になりません。Ulmy 北九州倶楽部に登録された住宅又は登録された土地に Ulmy 北九州倶楽部の会員住宅事業者が建設する住宅が対象となります。

Q7 土地の取得（契約）を行っているが、建物の契約は行っていない場合、対象となりますか？

A7 対象となります。認定申請は建物の建設・購入の契約前に行ってください。

Q8 家族は北九州市に在住し、申請者のみが市外に単身赴任で1年以上在住している場合のポイント数はどうなりますか？

A8 申請者のみが対象となります。（15万ポイント）

Q9 すまい給付金と定住促進支援事業の併用はできますか？

A9 できません。すまい給付金制度を利用する方は、定住促進支援事業は利用できません。

Q10 省エネ住宅ポイント制度と定住促進支援事業の併用はできますか？

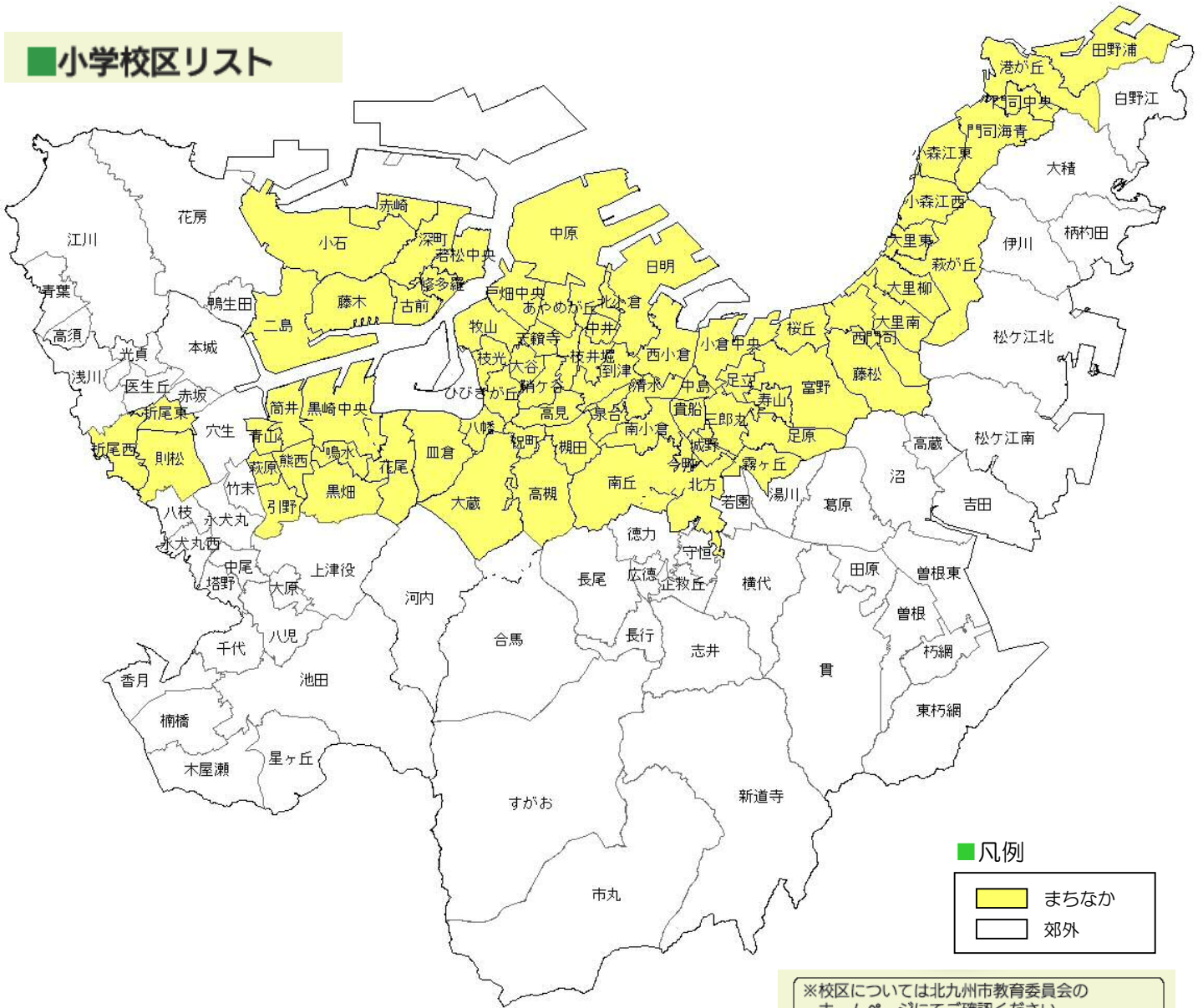
A10 省エネ住宅ポイントの交付を受ける方は、定住促進支援事業で対象となる住宅の条件のうち、省エネに関する項目では定住促進支援事業を利用できません。

ただし、省エネに関する項目以外（耐震等級 2以上など）で条件を満たす場合は併用できます。詳しくは、3ページ**重 要**を参照してください。

Q11 募集期間中に建物の契約を締結する場合は対象となりますか？

A11 認定申請の日（申込書類を揃え提出し、受付が完了した日）以降であれば、募集期間中に契約を締結してもかまいません。

## 小学校区リスト



### 凡例

- まちなか
- 郊外

※校区については北九州市教育委員会のホームページにてご確認ください。  
<http://www.city.kitakyushu.jp/~kyouiku/>

ユー・アイ・マイ

北九州市 U・I ターン応援サイト **UImy 北九州倶楽部** UImy 北九州倶楽部ホームページアドレス <http://www.ui-my.com/>

### ▶ UImy 北九州倶楽部とは?

北九州市への UI ターン、転勤等で同市に転入予定の方々に、北九州市の不動産情報(分譲・賃貸)を提供するとともに、生活関連の多角的な情報を配信し、北九州市への定住促進に寄与するために作られたサイトです。

北九州市ってどんな街?仕事は?医療は?住宅は?/

**そんな疑問も簡単解決!**  
**住み良い街 北九州市の知りたいを徹底解剖!**

これから住むところはどなたところ?

高齢の親も暮らしやすいところかなあ?

そろそろ北九州に帰ろうと思ってるんだけど求人情報ってどこにあるのかなあ?

子どもの転校手続きは何課で聞くの?

北九州市住宅供給公社事業課(UImy 北九州倶楽部事務局)  
 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号(AIMビル 4 階)  
 TEL.093-531-3083 FAX.093-531-3181  
 北九州市建築都市局住宅計画課  
 〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(北九州市庁舎)  
 TEL.093-582-2592 FAX.093-582-2503

問合せ先

北九州市長 様

ポイント交付対象者認定申請書

北九州市定住促進支援事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

|   |   |              |             |  |   |
|---|---|--------------|-------------|--|---|
| フリガナ<br>申請者氏名   | 印 ( 年 月 日生・歳)   |              |             |  |   |
| フリガナ<br>現住所   | 〒 ー ー ー ー ー ー<br>電話番号<br>携帯番号   |              |             |  |   |
| フリガナ<br>購入先所在地<br>(地番)  | (団地・マンション名 )  |              |             |  |   |
| 勤務先   | 所在地 ( ) 市・区・町・村<br>電話番号   |              |             |  |   |
| 現在のお住まいについて<br>(該当に○印)  | 1 民間賃貸住宅 2 親族の家に同居 3 社宅・社員寮 4 特定優良賃貸住宅<br>5 公営・公社・都市機構住宅 6 その他( )   |              |             |  |   |
| 市外居住年数  | 約 年 (現在市内に居住の場合、転入後の居住年数 約 年)   |              |             |  |   |
| ポイントの対象となる世帯人員数   | 人   | うち18歳未満の子供の数 |             |  | 人 |
| 年間収入額   | 住宅の種類   |              | 戸建て ・ マンション |  |   |
| 住宅事業者   | 住宅メーカー名   | 担当者名         | 電話番号        |  |   |
| 契約予定年月日   | 平成 年 月 日  |              |             |  |   |
| 転居予定年月日   | 平成 年 月 日  |              |             |  |   |
| 取得予定の良質な住宅<br>(新築)  | ① 住宅性能表示制度性能等級 (※住宅性能評価書の設計及び建設の両方の交付を受けるもの)<br>* 住宅性能評価書(設計及び建設)を取得し、高齢者等配慮対策等級3以上、断熱等性能等級4、耐震等級2以上のいずれか一つを満たす住宅、又は2項目以上が1等級下位の等級を満たす住宅に限ります。<br>① 高齢者等配慮対策等級 ① ② ③ ④ ⑤<br>② 断熱等性能等級 ① ② ③ ④<br>③ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) ① ② ③<br>② 【フラット35】SIに適合する基準<br>① バリアフリー性 ② 省エネルギー性 ③ 耐震性 ④ 耐久性・可変性<br>③ 建築物総合環境評価システム(CASBEE)<br>* 建築物総合評価システムによる評価を行い、評価結果がB+以上で北九州市に届出を行った住宅に限ります。<br>環境性能効率 ① C ② B- ③ B+ ④ A ⑤ S |              |             |  |   |
| 取得予定の良質な住宅<br>(中古)  | ① バリアフリーリフォーム<br>② 瑕疵担保保険   |              |             |  |   |
| ポイント交付対象者認定申請書の事務局受付日から4ヶ月以内に住宅取得に係る契約の締結およびポイント交付申請書の提出ができない場合は、当該認定申請書を取り下げたものとして取り扱われることについて了承します。<br>また、北九州市定住促進支援事業実施要綱第3条第1項に規定する暴力団員等でないことを誓約し、福岡県警への照会を行うことに同意します。要綱第4条第3項に規定する取り消し事由に該当した場合は、認定を取り消されても異議を申しません。 |   |              |             |  |   |
| 申請者氏名   |   |              |             |  | 印 |

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

北九州市長 様

ポイント交付対象者認定申請書

北九州市定住促進支援事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

|   |  |              |                   |
|---|--|--------------|-------------------|
| フリガナ<br>申請者氏名   | キタクユウ タロウ<br>北九 太郎 (印) (昭和〇〇年△月□日生・●●歳)  |              |                   |
| フリガナ<br>現住所   | トウキョウト チュウオウク〇〇<br>〒 104 - ××××<br>東京都中央区〇〇5丁目1-2<br>電話番号 03-1111-××××<br>携帯番号 090-2222-〇〇〇〇   |              |                   |
| フリガナ<br>購入先所在地<br>(地番)  | キタクユウシュウシコクラキタク△△<br>北九州市小倉北区△△1丁目42-5<br>(団地・マンション名)  |              |                   |
| 勤務先   | 〇■ 株式会社<br>所在地 (北九州) 市・区・町・村<br>電話番号 03-3333-■■■■  |              |                   |
| 現在のお住まいについて<br>(該当に〇印)  | ① 民間賃貸住宅 2 親族の家に同居 3 社宅・社員寮 4 特定優良賃貸住宅<br>5 公営・公社・都市機構住宅 6 その他( )  |              |                   |
| 市外居住年数  | 約 3 年 (現在市内に居住の場合、転入後の市内居住年数 年 月)  |              |                   |
| ポイントの対象となる世帯人員数   | 4 人  | うち18歳未満の子供の数 | 2 人               |
| 年間収入額   | 6,500,000 円  | 住宅の種類        | 戸建て・マンション         |
| 住宅事業者   | 住宅メーカー名 〇〇住宅株式会社   | 担当者名 △△      | 電話番号 093-111-〇〇〇〇 |
| 契約予定年月日   | 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日  |              |                   |
| 転居予定年月日   | 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日  |              |                   |
| 取得予定の良質な住宅<br>(新築)  | ① 住宅性能表示制度性能等級 (※住宅性能評価書の設計及び建設の両方の交付を受けるもの)<br>* 住宅性能評価書(設計及び建設)を取得し、高齢者等配慮対策等級3以上、断熱等性能等級4、耐震等級2以上のいずれか一つを満たす住宅、又は2項目以上が1等級下位の等級を満たす住宅に限ります。<br>① 高齢者等配慮対策等級 ① ② ③ ④ ⑤<br>② 断熱等性能等級 ① ② ③ ④<br>③ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) ① ② ③<br>② 【フラット35】Sに適合する基準<br>① バリアフリー性 ② 省エネルギー性 ③ 耐震性 ④ 耐久性・可変性<br>③ 建築物総合環境評価システム(CASBEE)<br>* 建築物総合評価システムによる評価を行い、評価結果がB+以上で北九州市に届出を行った住宅に限ります。<br>環境性能効率 ① C ② B- ③ B+ ④ A ⑤ S |              |                   |
| 取得予定の良質な住宅<br>(中古)  | ① バリアフリーリフォーム<br>② 瑕疵担保保険  |              |                   |
| ポイント交付対象者認定申請書の事務局受付日から4ヶ月以内に住宅取得に係る契約の締結およびポイント交付申請書の提出ができない場合は、当該認定申請書を取り下げたものとして取り扱われることについて了承します。<br>また、北九州市定住促進支援事業実施要綱第3条第1項に規定する暴力団員等でないことを誓約し、福岡県警への照会を行うことに同意します。要綱第4条第3項に規定する取り消し事由に該当した場合は、認定を取り消されても異議を申しません。 |  |              |                   |
|   |  | 申請者氏名        | 北九 太郎 (印)         |

※ 訂正には申請者の訂正印が必要です。

平成 年 月 日

北九州市長 様

ポイント交付申請書

北九州市定住促進支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

|                        |  |        |    |
|------------------------|--|--------|----|
| 認定番号                   | 番  |        |    |
| フリガナ                   |  |        |    |
| 申請者氏名                  | 印 ( 年 月 日生 )   |        |    |
| フリガナ                   |  |        |    |
| 現住所                    | 〒 - 電話番号<br>携帯番号   |        |    |
| フリガナ                   |  |        |    |
| 購入先所在地<br>(地番)         | (団地・マンション名 )   |        |    |
| 住宅事業者                  | 住宅メーカー名  | (担当者 ) |    |
|                        | 担当者連絡先   | 〒 - 住所 | 電話 |
| ポイントの対象となる<br>世帯人員数    | 人  |        |    |
| 転居予定年月日                | 平成 年 月 日   |        |    |
| 良質な住宅<br>(取得予定)        | <p>① 住宅性能表示制度性能等級<br/>(※住宅性能評価書の設計及び建設の両方の交付を受けるもの)</p> <p>* 住宅性能評価書(設計及び建設)を取得し、高齢者等配慮対策等級3以上、断熱等性能等級4、耐震等級2以上のいずれか一つを満たす住宅、又は2項目以上が1等級下位の等級を満たす住宅に限ります。</p> <p>① 高齢者等配慮対策等級      ①      ②      ③      ④      ⑤</p> <p>② 断熱等性能等級                      ①      ②      ③      ④</p> <p>③ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) ①      ②      ③</p> <p>②【フラット35】Sに適合する基準</p> <p>① バリアフリー性      ② 省エネルギー性      ③ 耐震性      ④ 耐久性・可変性</p> <p>③ 建築物総合環境評価システム(CASBEE)</p> <p>* 建築物総合評価システムによる評価を行い、評価結果がB+以上で北九州市に届出を行った住宅に限ります。</p> <p>環境性能効率 ① C      ② B-      ③ B+      ④ A      ⑤ S</p> |        |    |
| 取得予定の<br>良質な住宅<br>(中古) | <p>① バリアフリーリフォーム</p> <p>② 瑕疵担保保険</p>   |        |    |

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北九州市長 様

ポイント交付申請書

北九州市定住促進支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 認定番号            | 〇〇—〇〇 番   |  |
| フリガナ            | キタクユウ タロウ   |  |
| 申請者氏名           | 北九 太郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> (昭和50年 4月17日生)  |  |
| フリガナ            | トウキョウ ヲトチュウオウク〇〇  |  |
| 現住所             | 〒104 - ××××<br>東京都中央区〇〇5 丁目1 -2 電話番号 03-1111-××××<br>携帯番号 090-2222-〇〇〇〇   |  |
| フリガナ            | キタクユウシュウシヨクラキタク△△   |  |
| 購入先所在地 (地番)     | 北九州市小倉北区△△1 丁目42-5<br>(団地・マンション名)   |  |
| 住宅事業者           | 住宅メーカー名   | 〇〇住宅株式会社 (担当者 △△ )                                   |
|                 | 担当者連絡先  | 〒802-〇〇〇〇<br>住所 北九州市小倉北区××2 丁目29-52 電話 090-3333-〇〇〇〇 |
| ポイントの対象となる世帯人員数 | 4 人   |  |
| 転居予定年月日         | 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日   |  |
| 良質な住宅 (取得予定)    | <p>① 住宅性能表示制度性能等級 (※住宅性能評価書の設計及び建設の両方の交付を受けるもの)</p> <p>* 住宅性能評価書(設計及び建設)を取得し、高齢者等配慮対策等級3以上、断熱等性能等級4、耐震等級2以上のいずれか一つを満たす住宅、又は2項目以上が1等級下位の等級を満たす住宅に限ります。</p> <p>① 高齢者等配慮対策等級                      ①                      ②                      ③                      ④                      ⑤</p> <p>② 断熱等性能等級                                      ①                      ②                      ③                      ④</p> <p>③ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) ①                      ②                      ③</p> <p>② 【フラット35】Sに適合する基準</p> <p>① バリアフリー性                      ② 省エネルギー性                      ③ 耐震性                      ④ 耐久性・可変性</p> <p>③ 建築物総合環境評価システム(CASBEE)</p> <p>* 建築物総合評価システムによる評価を行い、評価結果がB+以上で北九州市に届出を行った住宅に限ります。</p> <p>環境性能効率 ① C                      ② B-                      ③ B+                      ④ A                      ⑤ S</p> |  |
| 取得予定の良質な住宅 (中古) | <p>① バリアフリーリフォーム</p> <p>② 瑕疵担保保険</p>  |  |

※ 訂正には申請者の訂正印が必要です。

## 意向調査票

今後の事業実施に役立てるため、お申込みいただく方々の意向調査を実施しています。  
ご記入後、ポイント 認定申請書類と一緒にご提出ください。

氏名

※該当の番号に○印を付けてください。

1 「北九州市定住促進支援事業」を何で知りましたか？（複数回答可）

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ① UImy北九州倶楽部ホームページ | ⑤ 知人からの紹介          |
| ② 市のホームページ         | ⑥ 建設業者からの紹介        |
| ③ 市政だより            | ⑦ フリーペーパーなど        |
| ④ 新聞・折込チラシ         | ⑧ その他媒体<br>(具体的に ) |

2 北九州市内の物件をどういう理由で選びましたか？(複数回答可)

- ① 「北九州市定住促進支援事業」があることで他都市よりもメリットを感じたから
- ② 価格面で希望に近い物件があったから
- ③ 旅行・買い物等に行く際の利便性が良いから
- ④ 教育・福祉などの行政サービスが充実しているから
- ⑤ 北九州市に愛着があるから
- ⑥ 通勤・通学に便利だから
- ⑦ その他( )

3 北九州市内に住宅の建設・購入を決断する際に「北九州市定住促進支援事業」ほどの程度影響しましたか？

- ① 大いに影響した
- ② 影響した
- ③ どちらかと言えば影響した
- ④ 影響していない

4 北九州市内の物件のほかにも他の市町村の物件についても検討しましたか？

- ① 検討した(その他の物件の所在地: 市・町 )
- ② 検討していない

本制度に対して、ご意見・ご要望等がありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

H27.4月改訂



北九州市長 様

## 確 認 書

### 1. すまい給付金との併用について

「北九州市定住促進支援事業」の申請書を提出するにあたり、国土交通省が行う「すまい給付金制度」の利用はいたしません。

なお、両方の制度を利用した場合は、北九州市定住促進支援事業の認定申請が無効となっても異議を申しません。

### 2. 省エネ住宅ポイントとの併用について

「北九州市定住促進支援事業」において、住宅の条件のうち、以下に掲げる省エネに関する項目により認定を受ける場合は、国土交通省が行う「省エネ住宅ポイント」の利用はいたしません。

- ・住宅性能表示制度による住宅性能評価書の評価項目が「省エネルギー対策等級」又は「断熱等性能等級」
- ・フラット35Sを省エネルギー性の技術基準で適合を受ける場合
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価

なお、上記の場合において両方の制度を利用した場合は、北九州市定住促進支援事業の認定申請が無効となっても異議を申しません。

### 3. 住宅街区のスマート化促進事業との併用について（城野地区のみ）

「北九州市定住促進支援事業」の申請書を提出するにあたり、北九州市が行う城野地区での「スマート化促進事業」の利用はいたしません。

なお、両方の制度を利用した場合は、北九州市定住促進支援事業の認定申請が無効となっても異議を申しません。

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

北九州市長 様

住 所

事業者名

代表名



北九州市定住促進支援事業に係る補助金の交付申請書

北九州市定住促進支援事業に係る補助金の交付を受けたいので、北九州市定住促進支援事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象となる転入者

(1) 氏 名

(2) 認定番号

3 添付書類

(1) ポイント 利用報告書(第8号様式)

(2) 良質な住宅に係る譲渡契約又は建設工事請負契約書の写し

(3) 住宅の配置図(敷地と建物の配置がわかるもの)及び各階平面図

(4) 住宅の写真(外観がわかるもの)

北九州市長 様

住 所

事業者名

代表名



ポイント 利用報告書

北九州市定住促進支援事業に係るポイントについては、北九州市定住促進支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり利用があったので報告します。

記

1 ポイントの内容

|               |       |
|---------------|-------|
| 認定番号          | 番     |
| 利用者氏名         |       |
| 世帯の市外<br>転入者数 | 人     |
| 利用ポイント        | 万ポイント |

2 利用確認

北九州市定住促進支援事業に係る優遇措置を受けたことを証明します。

(1) 利用者氏名

(自 署)



(2) 認定番号

第10号様式

平成 年 月 日

北九州市長 様

住 所  
事業者名  
代表名



北九州市定住促進支援事業実績報告書

平成 年 月 日付北九州市指令建都住計第 号にて交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、北九州市定住促進支援事業実施要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象となる転入者
  - (1) 氏 名
  - (2) 認定番号
- 3 補助金振込先
- 4 添付書類
  - (1) 利用者の世帯全員の住民票の写し(転居後)
  - (2) 住宅の条件を証明する書類
  - (3) 優遇措置実行報告書(第11号様式)

平成 年 月 日

北九州市長 様

住 所  
事業者名  
代表名

印

優遇措置実行報告書

北九州市定住促進支援事業実施要綱第2条第2号ウに規定する優遇措置を実行したので、報告します。

記

1 認定番号 \_\_\_\_\_

2 優遇措置の内容 市と住宅事業者の合計 \_\_\_\_\_ 万円相当

(内 訳) ①市の優遇措置 \_\_\_\_\_ 万ポイント(1ポイント=1円相当)  
②住宅事業者が実施した優遇措置

・ \_\_\_\_\_  
・ \_\_\_\_\_

(記入例: 〇〇万円の値引き)

3 実行確認

北九州市定住促進支援事業において、市からの優遇措置(ポイントの利用)に加え、住宅事業者から上記の優遇措置を受けたことを証明します。

利用者氏名  
(自 署)

\_\_\_\_\_ 印

北九州市長 様

住 所

事業者名

代表名



バリアフリーリフォーム工事証明書

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 物件の所在地                    | 北九州市 区   |
| 工事内容<br>(該当する番号を○<br>で囲む) | 1 通路又は出入口の幅を拡張する工事                                     |
|                           | 2 階段の設置又は改良によりその勾配を緩和する工事                              |
|                           | 3 浴室の床面積を増加させる工事                                       |
|                           | 4 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事                                |
|                           | 5 便所の床面積を増加させる工事                                       |
|                           | 6 便器を座便式のものに取り替える工事                                    |
|                           | 7 座便式の便器の座高を高くする工事                                     |
|                           | 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事           |
|                           | 9 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事           |
|                           | 10 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事                                   |
|                           | 11 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事                            |
|                           | 12 戸の開閉を容易にする器具を設置する工事                                 |
|                           | 13 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 |
| リフォーム工事<br>の請負業者          | 住 所<br>会 社 名<br>代表者名                                   |

※添付書類 リフォーム施工前、施工後の写真